

令和3年度第1回摂津市個人情報保護審議会会議録

日 時：令和3年10月14日（木） 午前10時00分開会
午前10時45分閉会

場 所：摂津市役所本館2階202会議室

出席委員：米田会長、久保副会長、小林委員、安田委員、鷹家委員

事務局：総務部情報政策課

1. 会長・副会長の選出

2. 議題

- (1) 摂津市個人情報保護条例について
- (2) 摂津市情報セキュリティポリシーについて
- (3) 個人情報の運用状況について

3. その他

1. 会長・副会長の選出

互選により、米田委員が会長に選出され、久保委員が副会長に選出された。

2. 議題

<摂津市個人情報保護条例について>

事務局 (摂津市個人情報保護条例について各条の趣旨について説明)

委員 個人情報保護条例とはどういうものか。

会長 個人情報保護法というものが10年以上前に作成された。それを元に、個人情報を守るために各自治体が定めているものである。

<摂津市情報セキュリティポリシーについて>

事務局 (摂津市情報セキュリティポリシーについて説明)

委員 案と記載されているが、現状の運用はどうしているのか。

事務局 改定前のセキュリティポリシーで運用している。令和2年度に国が「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改訂し、これにより本市においても改訂するものである。

会長 個人情報保護条例とセキュリティポリシーの位置付けはどういうものか。

事務局 個人情報保護条例は、国が定めた個人情報保護法に基づき、摂津市が保有する個人情報をもどのように保護していくかを定めたもの。セキュリティポリシーは、摂津市における情報セキュリティ対策方法などを具体的にとりまとめたものである。

会長	ポリシーは庁内のルールブックであり、個人情報保護条例は内だけでなく外に向けても定めるものと理解した。
	<個人情報の運用状況について>
事務局	(令和3年度上半期における個人情報の運用状況について説明)
会長	今回提示された運用状況は、今後も報告されるのか。
事務局	審議会への諮問が必要なもの以外の届出についても、今回と同様に報告する予定である。
委員	これらの届出書の提出先はどこになるのか。
事務局	情報政策課である。
委員	過去に他の自治体で生活保護に関する情報を個人名を含めて提示してしまったというケースがあった。そういったケースはこれらの届出においてしっかり守られているのか。
事務局	届出書は、担当課が新たに事務を開始するというものであるので、第三者に個人情報が伝わるものではない。
委員	今説明された届出とは、摂津市個人情報保護条例第6条に基づくものと考えてよいか。
事務局	ご認識の通り。
委員	これらの届出書は、摂津市のホームページで参照可能となっているのか。
事務局	ホームページでは公開しておらず、紙文書を当市役所1階の情報コーナーで公開している。
委員	個人情報に関連するもので他に公開しているものはあるのか。
事務局	個人情報取扱事務の届出件数は、事務報告書に記載し公開している。

3. その他

次回開催について、来年の2月頃を予定していると事務局から説明。